



® 平成 29 年 9 月 22 日 (金)

No. 14534 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆シリーズ知財マネジメント《知的資産経営教育協議会Ⅱ》①
中小企業の知的財産マネジメントの概要と事例… (1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版)…… (7)

シリーズ 知財マネジメント《知的資産経営教育協議会Ⅱ》①

中小企業の知的財産マネジメントの 概要と事例

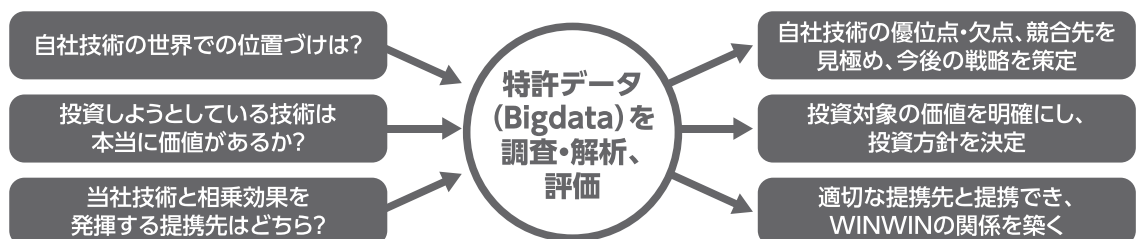
吉備国際大学大学院知的財産学研究科教授 生駒 正文
行政書士・知的財産マネジメント支援 上辻 靖夫
吉備国際大学大学院講師・学術博士 山本 慶子

1 はじめに

第4次産業革命が加速し、目まぐるしく変化する
実社会、工業社会から情報・知識社会において、IT
技術からさらに、進化しIoT・AIによって、あらゆる
事業・情報が、データ化・ネットワークを通じて
これまでになかった各異業種の企業同志が互いに結

びつき、新たな価値を生み出す社会が形成されてい
る。

このような中で、企業活動を強化する基礎である
知的財産(技術力、ブランド)を継続的に創造、
保護・活用を図ることが、各企業の利益を図るうえ
で最も重要な課題である。



当所では、特許データ(企業の技術的な本音が反映された公式なBigdata)を用いて、調査・解析、
評価などの作業を行い、企業の問題を解決します。



正林国際特許商標事務所

SIPTO SHOBAYASHI International Patent & Trademark Office
東京 上野 大阪

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー

TEL: 03-6895-4500 FAX: 03-6895-4511

URL: www.sho-pat.com

Email: search@sho-pat.com

中小企業が抱える問題は、この状況を十分把握・理解できておらず、知財の取得による事業評価、ブランド化、競合他社との優位性など取り組む課題は山積している。

本論では、「知的財産推進計画2017」の動向とそれを背景とした新たなビジネスモデルとして強みを後押しできる知財の活用が不可欠と考え、中小企業の知的マネジメントの概要とその取り組みの事例について考察する。

2 中小企業における知的財産マネジメントの基本 (山本)

(1) 知的財産マネジメントによるリスクの最小化

①知財紛争リスク

知財紛争リスクの事例として、サトウ食品・特許権侵害判決の「切り餅訴訟」から見る特許審査の難しさがある (2012年2月14日)。切りもち訴訟佐藤食品の特許権侵害認める。訴訟敗訴になると、侵害品の除去等損害額が膨大となる。特許権の侵害の判断について、キーワードは1)「特許請求の範囲」(クレーム)と、2)「文言侵害」である。「特許請求の範囲」は、「特許発明の保護される範囲」を第三者が入り込める余地のないように、しっかりと明確に規定しておく必要がある。特許申請には競争他社の特許や先行技術の存在・内容を調べ、それらを研究評価して自社の技術の違い自社の技術の特徴を明確に抽出した後に明細書を作成し、特許出願することが重要である。

警告状がきた場合、クレームと当社製品との相違点を逐一抽出すること、かつその特許権の有効性を検討するが、企業担当者レベルでまず検討を行うにしても、最終的には弁護士、弁理士の見解を好ましいと思われる専門家の知識を得て素早い対応が求められる。

②模倣品・海賊版リスク

模倣品を放置しておく、真正品の売上のダメージ発生となる。真正品と模造品の差別化が難しい場合、顧客は安価な模倣品を購入する。市場に安価な模造品が出回れば、真正品の売上を低下させ、更に、真正品の販売価格の値下げを余儀なくされる。こうした状況は自社の利益

を圧迫し、真正品を扱う海外の販売業者の信用を失墜し、顧客の離反を招く恐れがある。特に危惧することは、企業の信用・ブランドイメージのダメージが問題となる。真正品と同じブランドの粗悪な模倣品が市場に混在すれば、真正品のブランドイメージが著しく損なわれ、模倣品を購入した消費者から、品質の劣悪のクレームにより、訴えられる。消費者保護の観点から、模倣品を発見した場合、放置せず迅速な対策が必要であり、企業の信用の失墜を防止できる。模倣品対策等は中小企業にとっても重要な事業リスクの1つである。

③研究開発の重複リスク

研究開発を行う中で着手と同時に開発部門が中心となって他社の特許調査・先行技術調査を行う。調査結果は知的財産部門と精査し開発活動に役立てる。開発部と知財部の連携によって、重複リスクをなくさなければならない。そこで重大な他社特許が発見された場合には、開発の方針転換や開発中止を決断する。もし、他社の特許に抵触する場合は、特許権を侵害している旨の相手先からの指摘を受け、結果として研究開発は無効となり時間と費用の無駄が発生し、事業化も断念する。状況によって、特許侵害による損害賠償が発生する前に知的財産部は、知的財産戦略が事業戦略や研究開発戦略に常に関与し発信していく体制が重要である。

④標準化リスク

標準化の活用は新しい技術や優れた製品を速やかに普及させるための重要なビジネスツールといえる。デジタル化・グローバル化・AIによるIoTの高度情報化の世界は、これまでの特許の価値を変質させている。すなわち、折角新技術を開発し、特許を取得しても、業界全体の標準化が別の技術をもとに展開されるような場合は、標準化リスクを負うことになる。標準化した技術に対し、ライバル企業が技術開発を行い、付加価値を付け、周辺領域の特許を取得した場合、ライバル企業によって牛耳られる結果を招くこともある。自社の標準化こそが、高度情報化時代の世界において最も重要な知財マネジメントである。